

横須賀市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者又は育児に不安を抱えている者に対し、育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てやすい体制の整備を図るために実施する産後ケアについては、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 産後ケアを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、原則として、市内に住所を有する産婦（出産日以後5月未満の者に限る。ただし、早産の場合は出産予定日から換算する。）であって、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない状況にある者又は育児に不安を抱えている者及びその乳児とする。ただし、医療行為の必要な者又は感染症状がある者は除く。

(実施機関)

第3条 産後ケアの提供は、本市内の助産所等（以下「委託事業者」という。）に委託して行う。

(事業内容)

第4条 産後ケアは、次の各号のサービスの区分に応じ、当該各号に定める時間帯に対象者に委託事業者を利用させ、母体ケア及び乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を行うものとする。

- (1) デイケア 午前10時から午後5時まで
- (2) ナイトケア 午後8時から翌日の午前10時まで
- (3) ショートステイ 午前10時から翌日の午後14時まで
- (4) 訪問型 平日午前9時から午後4時までのうち2時間以内

2 前項の母体ケア、乳児ケア及び今後の育児に資する指導等は次に掲げる内容とする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房手当及び乳房トラブルケア
- (3) 授乳方法
- (4) 沐浴方法
- (5) 乳児の発育及び発達の観察
- (6) 乳児の体重及び排泄の観察

(7) スキンケア

(8) その他対象者が必要とする育児指導

(利用回数)

第5条 産後ケアの利用回数の限度は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める回数とする。ただし、サービスを組み合わせて利用する場合にあっては、通算して14回を限度とする。

(1) デイケア 7回

(2) ナイトケア 7回

(3) ショートステイ 6回

(4) 訪問型 7回

(利用申請)

第6条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、横須賀市産後ケア事業利用申請書(第1号様式)によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 前年(申請日が1月から5月までの場合は、前々年)の世帯の所得の額を証明する書類(申請日の前年度(申請日が4月又は5月の場合は前々年度)の1月1日現在の住所が市外にある者で、かつ、次号に該当しない者に限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、産後ケアを利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(決定)

第7条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、横須賀市産後ケア事業利用決定通知書による。

(変更申請等)

第8条 前条の規定による利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)

が、利用内容を変更し、又は利用を中止しようとする場合は、利用日の2日前の午後4時までに、横須賀市産後ケア事業利用変更(中止)申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、産後ケアに要する費用の一部(以下「自己負担金」という。)を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は別表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を合計した額とする。

3 利用者は、自己負担金を直接委託事業者に支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条第2項関係）

種 別	世帯の階層区分		自己負担金
			基本額（1回当たり）
デイケア	A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
	B階層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,250円
	C階層	A階層及びB階層に属さない世帯	4,500円
ナイトケア	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
	B階層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	3,250円
	C階層	A階層及びB階層に属さない世帯	6,500円
ショートステイ	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
	B階層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	4,750円
	C階層	A階層及びB階層に属さない世帯	9,500円
訪問型	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
	B階層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,000円
	C階層	A階層及びB階層に属さない世帯	4,000円